田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

り

◇ 規 則

ページ

○ 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

3

◇ 告 示

○ 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可【 市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】

5

◇ 公 告

○ 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】

6

◇ 上下水道局

〇 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局水道部計画課】

7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の開設許可の申請等に係る手続を定めることにしました。

この規則は、平成30年7月20日から施行することにしました。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第43号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則 北九州市介護保険の実施に関する規則(平成12年北九州市規則第69号) の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、第86条第1項、第94条第1項、」を「及び第86条第1項の規定による申請、法第94条第1項及び第107条第1項の規定による許可に係る申請並びに法」に、「申請は、」を「申請は」に改め、同条第2項中「、第86条の2第1項及び第94条の2第1項の規定による申請は、」を「及び第86条の2第1項の規定による指定の更新に係る申請並びに法第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による許可の更新に係る申請は」に、「及び法」を「及び」に、「第70条の2第1項の規定による申請は、」を「第70条の2第1項の規定による申請は、」を「第70条の2第1項の規定による申請は」に改める。

第20条の見出し中「指定居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同条中「、指定を不要とする旨の申出書」を「指定を不要とする旨の申出書により行うものとし、法第72条の2第1項ただし書、第78条の2の2第1項ただし書、第115条の2の2第1項ただし書及び第115条の12の2第1項ただし書の規定による申出は特例による指定を不要とする旨の申出書」に改める。

第21条中「、第99条」の次に「、第113条」を加え、「及び第99条」を「、第99条及び第113条」に改め、「法第99条」の次に「及び第113条」を加える。

第23条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第94条第2項」の次に「及び第107条第2項」を加え、「の申請」を「に係る申請」に、「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書」に改める。

第24条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第95条」の次に「及び第109条」を加え、「の申請」を「に係る申請」に、「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書」に改める。

第25条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え 、同条中「第98条第1項第4号」の次に「及び第112条第1項第4号」を 加え、「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書」に改める。

付則第5項第2号中「規定による」の次に「指定の更新に係る」を加える。 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第338号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成30年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称大里南校区自治連合会
- 2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に寄与すること。

3 区域

北九州市門司区桃山台、大里桃山町、大字大里、泉ケ丘、小松町、柳原町、新原町、東馬寄、上馬寄一丁目8番から12番まで、上馬寄二丁目1番から6番まで、別院、原町別院、下馬寄4番25号、中町4番及び5番、松原一丁目、大里本町三丁目10番9号及び10号並びに大里原町2番7号、12号、15号から17号まで、20号、22号、26号、29号及び34号、3番、4番12号、13号、15号、16号、18号及び20号、8番15号、17号、22号、23号、26号から28号まで、9番並びに10番9号、10号、16号、17号、24号、25号及び27号とする。

- 4 主たる事務所 北九州市門司区原町別院15番2号
- 5 代表者の氏名 古川充教
- 6 代表者の住所北九州市門司区原町別院10番33号
- 7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無 代表者の職務執行の停止の有無 なし 職務代行者の選任の有無 なし
- 8 代理人の有無 なし
- 9 規約に定める解散事由 地方自治法第260条の20の規定による。
- 10 認可年月日 平成30年7月20日

北九州市公告第487号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則(昭和46年北九州市規則第71号)第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 廃止年月日及び廃止番号平成30年7月20日 第1号
- 2 申請者の住所及び氏名北九州市小倉北区城内1番1号北九州市長 北橋健治
- 3 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員(m)	道路の延長(m)
北九州市八幡西区堀川町753番1の	1. 53~	118.93
1、758番1、758番3、763	2.82	
番1、764番1及び764番2地先		
から765番地先まで		
北九州市八幡西区堀川町757番1の	0.93~	40.50
1、754番3、754番7及び79	2. 94	
2番地先から793番地先まで		
北九州市八幡西区堀川町758番4地	0.70~	44.95
先から792番地先まで	1. 38	

北九州市上下水道局公告第97号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年北九州市水道局管理規程第6号)第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月20日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

1 調達内容

- (1) 購入品目及び数量 給水車(車両一体型) 2台
- (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり
- (3) 納入期限 平成31年3月8日
- (4) 納入場所 北九州市上下水道局東部工事事務所ほか1箇所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市水道局管理規程第2号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。

- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093 -582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30 年8月14日までに競争入札参加資格審査の申請を行わなければならない。

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市上下水道局水道部計画課
 - イ 日時 公告の日から平成30年9月4日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、同月4日は、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
 - (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
 - (4) 競争参加の申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年8月14日までに競争参加の申請書を第1号アの場所に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、同日までに必着のこと。
 - (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年9月3日午後5時までに必着のこと。
 - (6) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所庁舎西棟地下2階 第一入札室
 - イ 日時 平成30年9月4日午後2時
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水 道局契約規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契 約規程」という。)において準用する契約規則第5条第7項各号のいず

れかに該当する場合は、免除する。

- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第 1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ て入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市上下水道局水道部計画課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3062

- 6 Summary
 - (1) Product and Quantity
 Water supply truck (vehicle-integrated)

Quantity:2 unit.

- (2) Deadline of Tender (by hand)
 - 2:00p.m., September 4, 2018
- (3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., September 3, 2018

(4) For further information, please contact:

Planning Division, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu